

佐賀県プロモーションDVD貸出規定

(目的)

第1条 この要領は、佐賀県が持つ可能性や魅力を国内外にアピールするために佐賀県が制作した「佐賀県プロモーションDVD『THREE MINUTE TRIP TO SAGA』」(以下、「DVD」という。)の貸出に関し、必要な事項を定める。

(DVDの貸出)

第2条 DVDの貸出を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した借用申請書(様式第1号)を広報広聴課長(以下、「課長」という。)に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、県機関が事務事業のために使用する場合はこの限りでない。

- (1) 住所、氏名、連絡先(電話番号)
- (2) 使用目的及び内容
- (3) 借用期間
- (4) 貸出方法

2 前項の承認は、次に掲げるすべての要件を満たすものについて行うものとする。

また、承認において課長が必要と認める場合は、関係課や外部の機関に意見を求めることができる。

- (1) 佐賀県のプロモーション活動に資するものであること
- (2) 営利を目的として使用するものでないこと
(県全体の利益に資し、又は県の情報発信に繋がる場合を除く。)
- (3) 使用により著作権を侵害するおそれがないこと
- (4) 法令等に違反し、又は抵触して使用するものでないこと
- (5) 特定の政治、思想、宗教の活動に利用されるおそれがないこと
- (6) 自己又は自社の役員等が、次のいずれかに該当する者、又は次のイからキまでに掲げる者で、その経営に実質的に関与している者でないこと
 - ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - イ 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

- (7) 特定の個人又は団体の売名に利用されるおそれがないこと
 - (8) 県のイメージや品位をおとしめるおそれがないこと
 - (9) 適正な使用方法に従って使用しないおそれがないこと
 - (10) 県の中立性を侵すおそれがある場合
 - (11) その他承認することが不相当と認められないこと
- 3 課長は、次のいずれかに該当する場合は、前項の承認を取り消すものとし、借用取消通知書(様式第2号)を当該借用者に通知しなければならない。
- 4 第1項の承認には、必要な条件を付するものとする。
- 5 第1項の承認をするかどうかの決定は、同項の申請書の提出のあった日から1週間以内に行うよう努めるものとする。

(注意事項)

第3条 DVDの貸出を受けた者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 承認を受けた目的以外の目的に使用しないこと
- (2) 貸出を受けたDVDを他の者に貸さないこと
- (3) 貸出を受けたDVDを無断で複製しないこと
- (4) その他貸出の承認に付された条件を順守すること

(貸出期間)

第4条 貸出期間については、個人による借用の場合は14日間を限度とし、団体による借用の場合は30日間を限度とする。ただし、課長が特に認める場合は、その期間を延長できるものとする。

(費用負担)

第5条 貸出使用料は無料とする。ただし、貸出及び返却に係る送料は原則申込者の負担とする。

(要領違反)

第6条 本要領に違反した場合に起因する紛争(損害賠償等を含む)の責任は、貸出を受けた者が負うものとする。

(亡失、滅失の費用弁償)

第7条 DVDを故意に紛失、破損した場合は、貸出を受けた者が弁償の責務を負うものとする。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は課長が別に定める。

附 則 この要領は、平成24年2月14日から適用する。

附 則 この要領は、平成28年4月1日から適用する。(一部改正)

附 則 この要領は、令和元年11月1日から適用する。(一部改正)